

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第73号

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年大和市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第1号区分の項右欄第1号中「以後適用されている大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）（以下「平成18年7月以後の給与条例」という。）」を「から平成25年9月30日までの間に適用されている大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）（以下「平成18年7月から平成25年9月までの給与条例」という。）」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成25年10月1日以後適用されている大和市一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成25年10月以後の給与条例」という。）の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第2号区分の項右欄第1号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同欄中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第3号区分の項右欄第1号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同欄中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同欄第5号中「第2号区分の項第5号」を「第2号区分の項第6号」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第4号中「第2号区分の項第4号」を「第2号区分の項第5号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄中第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第4号区分

の項右欄第1号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同欄中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第2号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同号を同欄第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第4号区分の項右欄第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもののうち市長の定めるもの

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第5号区分の項右欄第1号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同欄中第7号を第9号とし、同欄第6号中「第4号区分の項第6号」を「第4号区分の項第8号」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄中第5号を第7号とし、同欄第4号中「第4号区分の項第4号」を「第4号区分の項第6号」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄中第3号を第5号とし、同欄第2号中「以後」を「から平成25年9月まで」に、「第4号区分の項第2号」を「第4号区分の項第3号」に改め、同号を同欄第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第5号区分の項右欄中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 平成25年10月以後の給与条例の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第2号に掲げるものを除く。)

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第6号区分の項右欄第1号及び第2号中「以後」を「から平成25年9月まで」に改め、同欄第3号中「第5号区分の項第3号」を「第5号区分の項第5号」に改める。

別表、イ 平成18年7月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表第7号区分の項右欄中「第1号」を「第1号区分」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。